

Ⅲ 最近1年間の本市の取組

1 最近1年間の主な動き

令和3年4月～令和4年3月

年月日	記 事
3. 5. 6	横浜市は、防衛省から空母ロナルド・レーガン艦載機の着陸訓練に関する通告に対し、厚木基地関係自治体とともに国に対し要請を行いました。
3. 5. 20	横浜市は、日米合同委員会において合意された鶴見貯油施設に隣接する水域の一部使用について防衛省から説明を受けました。
3. 6. 1	横浜市は、5月29日に静岡県富士宮市内において発生した横須賀基地所属の米軍人による交通死亡事故について、神奈川県基地関係縣市連絡協議会の一員として、国に対し要請を行いました。
3. 6. 24	横浜市は、防衛省から「米補給艦の市内民間造船所への着岸について」連絡を受けました。(8月12日に離岸)
3. 7. 1	横浜市は、防衛省から「米輸送艦の民間会社所有のふ頭への着岸について」連絡を受けました。(7月5日に離岸)
3. 7. 20	横浜市は、防衛省から「瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドックに陸揚げされたオスプレイの横田飛行場への配備について」連絡を受けました。
3. 8. 11	横浜市は、神奈川県基地関係縣市連絡協議会の一員として、「令和4年度基地問題に関する要望書」を国に対し提出しました。
3. 8. 20	横浜市は、防衛省から「米輸送艦の民間会社所有のふ頭への着岸について」連絡を受けました。(8月23日に離岸)
3. 10. 25	横浜市は、防衛省から「米補給艦の市内民間造船所への着岸について」連絡を受けました。(1月15日に離岸)
3. 10. 28	横浜市は、厚木基地騒音対策協議会の一員として、厚木基地における米空母艦載機の夜間連続離着陸訓練による航空機騒音の解消等について、国及び米側に対し要請を行いました。
3. 11. 16	横浜市は、11月12日に綾瀬市内において発生した厚木基地所属の米軍人による交通死亡事故について、神奈川県基地関係縣市連絡協議会の一員として、国に対し要請を行いました。
3. 12. 3	横浜市は、防衛省から「米輸送艦の市内民間造船所への着岸について」連絡を受けました。
4. 1. 11	横浜市は、神奈川県基地関係縣市連絡協議会の一員として、「在日米軍における新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要請」を国に対し提出しました。

4. 1. 13	横浜市は、防衛省から「在日米陸軍及び在日米海軍に係る新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について」連絡を受けました。
4. 1. 31	横浜市は、防衛省から「米補給艦の市内民間造船所への着岸について」連絡を受けました。
4. 2. 7	横浜市は、神奈川県基地関係縣市連絡協議会の一員として、「在日米軍における新型コロナウイルス感染症対策に関する要請」を国に対し提出しました。

2 横浜市会基地対策特別委員会の開催状況

令和3年6月～令和4年4月

年 月 日	議 題 等
3. 6. 8	議題： 1 令和3年度の委員会運営方法について 2 市内米軍施設の現況等について 視察： 根岸住宅地区
3.10. 1	議題： 1 市内米軍施設の現況等について
3.11.16	視察： 鶴見貯油施設、瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドック
3.12. 1	議題： 1 市内米軍施設の現況等について 2 政府に対する要望活動について 視察： 市内米軍施設及び区域等 （ 池子住宅地区及び海軍補助施設、旧深谷通信所、旧上瀬谷通信施設 鶴見貯油施設、瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドック、根岸住宅地区 旧富岡倉庫地区、旧小柴貯油施設、小柴水域 ）
4. 2. 8	議題： 1 市内米軍施設の現況等について
4. 3.22	議題： 1 政府に対する要望活動について 要望活動：「横浜市内米軍施設に関する要望書」提出
3. 4.25	議題： 1 市内米軍施設の現況等について 2 特別委員会中間報告書（案）について

3 この1年の米軍施設関係要請（令和3年6月～令和4年3月）

- (1) 市長要請 （2回）
- (2) 市会要請 （1回）
- (3) 神奈川県基地関係県市連絡協議会要請 （1回）
- (4) 厚木基地騒音対策協議会要請 （1回）
- (5) 池子（横浜市分）接收地返還促進金沢区民協議会要請 （1回）

(1) 市長要請

ア 国の制度及び予算に関する提案・要望（抜粋）

要請発表日 令和3年6月9日

市内米軍施設の返還と跡地利用促進への支援（外務省、財務省、国土交通省、防衛省）

（提案・要望内容）

1 市内米軍施設・区域の早期全面返還

- (1) 返還方針が合意されている、根岸住宅地区、池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜
市域）の飛び地の早期返還
- (2) 瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドックなど、返還方針が合意されていない施設・区域の返
還促進

2 跡地利用の具体化促進のための支援

- (1) 国有地の無償利用など、地元及び市の意向の尊重
- (2) 返還施設及び返還合意施設の地権者・周辺住民等への適切な対応
- (3) 土壌汚染や残存工作物等への迅速かつ適切な対処
- (4) 跡地利用に必要な道路や公園整備など、市事業への支援
- (5) 跡地利用検討を進めるうえで必要な調査等への十分な支援及び特段の配慮

3 根岸住宅地区の跡地利用への支援

- (1) 早期引き渡しに向けた原状回復作業の迅速な実施と、地権者や周辺住民等への適切
な対応
- (2) 接收・提供を要因とした様々な課題への国による主体的な解決
- (3) 文教ゾーンや森林公園ゾーン等の市の利用方針に沿った国有地の処分条件への特
段の配慮
- (3) 国が整備した擁壁の恒久的な維持管理

4 米軍施設及び返還施設周辺的生活環境の維持向上

- (1) 災害や事件・事故等への迅速かつ適切な対処と確実な情報提供
- (2) 市民生活の安全に配慮した施設の維持管理及び警備等の徹底
- (3) 根岸住宅地区に囲まれた土地に居住する日本人世帯への十分な説明と生活環境維
持への配慮
- (4) 根岸住宅地区、池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）の飛び地における広域
避難場所機能の確保

イ 国の制度及び予算に関する提案・要望（抜粋）

要請発表日 令和3年11月18日

米軍根岸住宅地区返還後の跡地利用に向けた支援（財務省、防衛省）

- 1 早期の跡地利用に向けた適切な対応と接收・提供を要因とした様々な課題の解決
- 2 地権者等への国によるきめ細かな対応と説明機会の確保
- 3 長年にわたる地元負担を踏まえた国有地処分における特段の配慮
- 4 原状回復作業中及び作業後における広域避難場所としての機能の維持

（提案・要望内容）

- 1 民有地・国有地に残存する建築物や埋設物等の撤去等の原状回復作業の迅速かつ適切な実施及び土地の権利関係の整理、崖の崩落対策で国が整備した擁壁の管理等、接收・提供を要因とした様々な課題については国が主体となって解決すること。
- 2 原状回復作業の実施内容や見通しについて地権者から不安が寄せられていることから、地権者に丁寧な説明を行い、理解や協力を得るよう努めること。また、根岸住宅地区に囲まれた土地に居住する日本人世帯に対し、十分な説明と生活環境維持のための配慮を行うこと。
- 3 国有地の処分に当たっては、長年にわたる地元負担を踏まえ、横浜市の財政負担の軽減を図るため、国有地の処分条件に特段の配慮を行うこと。
- 4 根岸住宅地区は広域避難場所に指定されているため、原状回復作業中及び作業後においても、その機能が維持されるよう配慮を行うこと。

(2) 市会要請

横浜市内米軍施設に関する要望書

横浜市会は、第二次世界大戦後に進駐した連合軍により、市の中心部や港湾施設などが広範囲にわたり接收されて以来、横浜市民共通の念願、市政の重要課題として市内米軍施設の早期返還に取り組み、これまでに多くの返還を実現してきました。

平成26年の深谷通信所に続き、27年には上瀬谷通信施設の大規模返還が実現し、令和元年11月には、根岸住宅地区について、土地所有者への早期引渡し及び将来の土地利用を目的に共同使用が合意され、現在、原状回復作業が行われています。

しかし、横浜市内にはいまだ約150ヘクタールの米軍施設が存在し、市民生活に多大な負担をかけるとともに、まちづくりにも大きな制約を与えています。

ついては、横浜市民の長年にわたる負担を早期に解消し、返還後の跡地の管理や利用においても新たな負担を生じさせないため、横浜市内米軍施設の返還と跡地利用の促進、並びに、横浜市民の基地負担の軽減に関し、次の事項の実現を強く要望します。

I 市内米軍施設の返還と跡地利用に関する要望

1 市内米軍施設・区域の早期全面返還の促進

(1) 平成16年10月に返還方針が合意されている施設・区域の返還

平成16年10月に、日米合同委員会において市内米軍施設6施設・区域を対象に返還の方針が合意された。その後、横浜市会による政府に対する要望等により、27年に上瀬谷通信施設が返還され、4施設・区域の返還が実現した。引き続き、残る根岸住宅地区、池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市の飛び地の2施設・区域について速やかな返還を実現すること。

根岸住宅地区については、既に米軍関係者の居住はなく、跡地利用検討が本格化している。令和元年11月には、日米政府間において、原状回復作業を実施するための共同使用が合意され、令和2年6月から作業が開始されている。引き続き、迅速かつ適切に原状回復作業を実施するとともに返還に向けた手続きを進めること。

池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市の飛び地については、返還への働きかけを強化すること。

(2) 返還合意施設以外の施設・区域の返還促進

返還合意施設以外の瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドック、鶴見貯油施設、池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市の飛び地の早期全面返還を促進すること。

特に瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドックについては、横浜港の中心に位置し活力ある横浜を担う大きなポテンシャルを有していることから、また、池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市の飛び地については、住宅等建設が取り止められたことから、返還に向けた具体的な検討を行うこと。

2 米軍施設周辺的生活環境の維持向上

(1) 根岸住宅地区に囲まれた日本人居住者への適切な対応

根岸住宅地区に囲まれた土地に横浜市民の方々が居住されており、様々な制約を受けている。施設・区域の提供に起因する生活環境の維持については国の責務であることから、返還・引き渡し後の生活環境の維持を含め、居住者の声を十分聞き、適切な対応を行うこと。

(2) 災害等への協力と情報提供の徹底

災害や感染症等の発生に際して、本市の災害対策等への協力及び適切な情報提供に努めること。

(3) 米軍施設及びその周辺における安全対策の徹底

安全で快適な市民生活の実現に向け安全対策の徹底を図ること。

また、訓練を行うにあつては、基地周辺住民に十分配慮するとともに、不安を与えないようにすること。

3 民間土地所有者への配慮

民間土地所有者の抱える課題・要望（土壌汚染等に対する懸念や土地の原状回復の取り扱いなど）を把握し、返還後の土地利用等に支障を来さないよう、適切な対応に努めること。特に旧上瀬谷通信施設の民有地については、土地利用等に不安がないよう、丁寧な対応を行うこと。

また、今後返還が予定されている根岸住宅地区については、迅速かつ適切な原状回復作業を実施すること。なお、実施内容については、地権者ときめ細かな協議・打合せを行うとともに、原状回復作業で影響が及ぶ周辺住民への丁寧な周知を行うこと。あわせて、返還・引き渡し後、地権者が土地活用を円滑に行えるよう、接收・提供を要因としたさまざまな問題を国が主体となって解決すること。

4 跡地の適正管理と実態把握

返還後の跡地については、跡地における事業実施までの間の防犯・火災予防等に万全を期すこと。また、旧深谷通信所や旧上瀬谷通信施設等における土壌、工作物等については、その措置について、地域住民に対して丁寧な説明を行うとともに、今後の利用の支障とならないよう撤去するなど適切な措置を講じること。

5 返還国有財産の優遇処分

戦後の接收以降、横浜市民は多大な負担をこうむってきており、そのような経緯を踏まえ、返還国有地については、横浜市に対して無償による譲与を行うなど土地処分におけるさらなる優遇措置を講ずること。

特に広大な国有地を有する旧深谷通信所、旧上瀬谷通信施設及び根岸住宅地区の処分条件について配慮すること。

6 跡地利用に対する支援

旧深谷通信所、旧上瀬谷通信施設はあわせて約320ヘクタールと広大な面積を有していることから、首都圏の活性化に資する跡地利用を実現するため、関連する道路整備なども含め、本市が実施する事業に対する財政支援など特段の配慮と支援を行うこと。

さらに、これまで米軍施設により制限されてきた基盤整備の促進に資するよう、本市の旧上瀬谷通信施設における2027年国際園芸博覧会の開催に対して、引き続き、国として協力を行うこと。

7 適時・適切な情報提供

米軍基地に係る問題は、市民にとって大変重要な事柄であり、市民生活の安心・安全に関わるものである。近年では、米艦船の市内民間造船所への着岸などが散見されることもあり、市民への説明責任を果たすためにも、なお一層、適時・適切な情報提供に努めること。

II 新型コロナウイルス感染症対策に関する要望

1 感染防止対策の徹底

新型コロナウイルス感染症については、依然として世界中で流行が続いており、本市においても、市民、事業者、医療機関をはじめ関係機関が一丸となって感染拡大防止のための取組を行っている。在日米軍においても日本政府の新型コロナウイルス感染症対策に係る措置と整合的な対策を徹底するよう、強く米側に働きかけること。

2 情報提供体制の強化

在日米軍が、新規感染事案が発生するごとに对外公表を行い、在日米軍のホームページ上で各施設・区域ごとの感染者数のリストを更新しているが、あらためて衛生当局間の情報提供について、迅速かつ的確に行われるとともに、地元の懸念を緩和するため、地元自治体へ確実に情報が伝達されるよう、米側に働きかけること。

3 駐留軍等労働者の感染防止対策

これまで発生した事例や対策をしっかりと検証した上で、駐留軍等労働者の方々の安全を守るため、日米間で緊密に連携し、雇用主として感染防止対策に万全を期すこと。

Ⅲ 米軍による環境問題等に関する要望

1 米軍に対する環境関係法令の適用

基地内で環境汚染が発生すると、地域住民の健康や周辺の環境に大きな影響を与えるおそれがある。

基地内及び基地周辺の生活環境の保全及び安全確保のため、米軍においても生活環境の保全に関する国内法令が遵守されるよう、早急に日米地位協定を見直すこと。

2 米軍人等に対する教育等の徹底

平成25年度以降、横浜市内において米軍人等による犯罪や迷惑行為等は発生していないものの、国内では依然として悪質な事件が発生している。

市民生活に不安を与えないよう、引き続き、教育・研修に努め、実効性のある対策を講じ、事件等が発生しないよう努めるとともに、その具体的な対策等について情報提供を行うこと。

令和4年3月22日

外務大臣	林	芳正	様
財務大臣	鈴木	俊一	様
国土交通大臣	斉藤	鉄夫	様
防衛大臣	岸	信夫	様

横浜市会議長 清水 富雄

(3) 神奈川県基地関係縣市連絡協議会要請

・構成

神奈川県、横浜市、相模原市、藤沢市、逗子市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市

要請日	件名	要請先
3. 8. 11	令和4年度基地問題に関する要望書	内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、外務大臣、厚生労働大臣、環境大臣、防衛大臣、防災担当大臣、原子力規制庁長官、内閣官房副長官補
4. 1. 11	在日米軍における新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要請	外務大臣、防衛大臣
4. 2. 7	在日米軍における新型コロナウイルス感染症対策に関する要請	外務大臣、防衛大臣

(4) 厚木基地騒音対策協議会要請

・構成

神奈川県知事、神奈川県議会議員及び神奈川県議会議員（若干名）

横浜市、相模原市、藤沢市、茅ヶ崎市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市及び町田市の市長及び市議会議員

要請日	件名	要請先
3.10.29、11.1	厚木基地における米空母艦載機の夜間連続離着陸訓練による航空機騒音の解消等に関する要請	内閣総理大臣、財務大臣、外務大臣、防衛大臣、駐日米国臨時代理大使、在日米軍司令官、第7艦隊司令官、在日米海軍司令官、厚木航空施設司令官、第5空母航空団司令官

(5) 池子（横浜市分）接收地返還促進金沢区民協議会要請

陳 情 書

「池子住宅地区及び海軍補助施設」（横浜市分）の返還について

横浜市金沢区内の米軍施設・区域につきまして、日頃から諸施策に御尽力いただき、御礼申し上げます。

私達は、横浜市金沢区に居住し、行政とともに生活環境の改善や地域課題の解決に向けて日々努力しておりますが、「池子住宅地区及び海軍補助施設」の存在は長年にわたって私達金沢区民のまちづくりの課題となっております。そのため、昭和47年8月に区民各層からなる本協議会を結成し、当該施設の返還陳情を毎年繰り返す、今回で48回目となります。

平成30年11月14日の日米合同委員会で、平成16年に合意されていた「池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）における米軍家族住宅等の建設」は取り止めとなったにも拘らず、施設の返還については言及がありませんでした。長年にわたり活動を続けてきた私達の返還への思いは変わるものではなく、私達金沢区民としては、引き続き「池子住宅地区及び海軍補助施設」（横浜市分）の速やかな返還を求めます。

貴職におかれましては、金沢区民の長年にわたる返還の願いを御理解いただき、その実現に向けて、一層の御尽力をなされますようお願いいたします。

以上、金沢区民の総意により陳情いたします。

令和3年12月16日

外 務 大 臣 林 芳 正 様
防 衛 大 臣 岸 信 夫 様
南 関 東 防 衛 局 長 山 野 徹 様

池子（横浜市分）接收地返還促進金沢区民協議会
会 長 横 井 正 巳

4 その他

(1) 航空機騒音対策

①現状と取組

本市における騒音問題の主なものは、横浜市瀬谷区の西約2キロに位置する厚木基地に米軍などの航空機が離着陸する際、本市の上空を通過することにより発生しています。

本市は神奈川県や基地周辺の関係市とともに、厚木基地における米空母艦載機の夜間連続離着陸訓練（NL P）をはじめとする、同基地周辺の航空機騒音の解消を国及び米軍に要請しています。

令和2年度全体では航空機騒音に関する苦情が63件本市に対して寄せられました。

年 度	横浜市に寄せられた苦情件数	(参考)*1 県及び厚木基地周辺市に寄せられた苦情件数
平成29年度	149 件	4,718 件
平成30年度	86 件	1,082 件
令和元年度	71 件	916 件
令和2年度	63 件	1,038 件
令和3年度	46 件	1,087 件

*1：神奈川県基地対策課資料より

平成29年には、神奈川県や基地周辺の関係市とともに、国及び米軍に中止要請しているにもかかわらず、9月1日から5日までの間（3日を除く）、5年ぶりに厚木基地において艦載機着陸訓練（FCLP）が実施され、この4日間で51件の航空機騒音に関する苦情がありました。

②空母艦載機の移駐

平成18年5月在日米軍再編協議において、騒音被害の主な原因である空母艦載機ジェット機等59機を平成26(2014)年までに移駐させることや、恒常的訓練施設を平成21(2009)年7月又はその後のできるだけ早い時期に選定することを目標とすることなどが日米政府間で合意され、その実施に向けた閣議決定がなされました。

しかしながら、平成25年1月に防衛大臣政務官から厚木基地騒音対策協議会構成県市に対し、空母艦載機の移駐可能となる時期が当初予定の平成26(2014)年から3年遅れ、平成29(2017)年頃になることが示されたことを受け、国等が自治体に移駐に関する情報提供を行う枠組みとして、「厚木飛行場からの空母艦載機の移駐等に関する協議会」が平成25年5月に設立されました。

その後、平成29(2017)年1月に、防衛省から神奈川県及び厚木基地関係市に対して、「早ければ平成29(2017)年7月以降の移駐となる」ことなど、より具体的なスケジュールが示され、8月、E-2Dが岩国飛行場に飛来したことにより移駐が開始され、その後も段階的に進められた結果、平成30年3月30日、すべての部隊の移駐が完了しました。

(2) 航空機安全対策

航空機事故はひとたび起こると大惨事になるおそれが高く、また、本市は緑区内（現青葉区）への墜落事故（昭和52年）など、市内での米軍機墜落事故を経験していること、近年も米軍ヘリコプターからの銃弾落下事故（平成16年7月）、米軍ヘリコプターの不時着（平成16年8月、平成19年6月）などが市内で発生していることから、基地関係自治体とともに、国や米軍に対し航空安全対策の強化を要請しています。

さらに、本市は米軍、自衛隊による航空事故等が発生した場合に備え、国、米軍及び関係自治体で構成する「航空事故等連絡協議会」に参加し、関係機関相互の連絡体制整備や総合的な応急対策等について協議を行っています。

5 市内米軍施設に係る広報広聴の取組

時 期	取 組	内 容
3. 6. 4	「令和3年横浜市と米軍基地」の発行	冊子「横浜市と米軍基地」の改定 (基地対策課ホームページで全文掲載)

